

お気軽にハローワークへご相談ください

ハローワークでは、障害者を対象とした求人の申込みを受け付けています。専門の職員・相談員が就職を希望する障害者にきめ細かな職業相談を行い、就職した後は業務に適応できるよう職場定着指導も行っています。

その他、障害者を雇用する事業主や雇用しようとしている事業主に、雇用管理上の配慮などについての助言や、必要に応じて地域障害者職業センターなどの専門機関の紹介、各種助成金の案内を行っています。また、求人者・求職者が一堂に会する就職面接会も開催しています。お気軽に御相談ください。

どんな仕事を任せたら良いのか分からない。

どんな障害者がいるか分からない。

障害者と働くイメージがない。

配慮すべきことが分からない。

精神障害者、発達障害者ってどんな人？

周りの理解を得られないのではないかな。

どんな求人を出したら良いか分からない。

障害に関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

- ・令和7年4月に除外率が10%引き下げられました。
- ・令和8年7月に法定雇用率が2.7%（特殊法人3.0%）に引き上げられます。

	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率(内特殊法人)	2.5%(2.8%) ⇒	2.7%(3.0%)
対象事業主の範囲(内特殊法人)	40.0人以上(36.0人以上) ⇒	37.5人以上(33.5人以上)

除外率設定業種	除外率 (令和7年4月)
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く）	5%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業（信書便事業を含む）	10%
・港湾運送業 ・警備業	15%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関 ・介護老人保健施設 ・介護医療院	20%
・林業（狩猟業を除く）	25%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	30%
・特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く）	35%
・石炭・亜炭鉱業	40%
・道路旅客運送業 ・小学校	45%
・幼稚園 ・幼保連携型認定こども園	50%
・船員等による船舶運航等の事業	70%